

「平泉の文化遺産」の寺社を知ろう！

世界遺産登録に向けた調査や審査が、いよいよ間近に迫ってきました。それに伴い、さまざまなことを尋ねられる機会も多くなってきています。このコーナーでは、「平泉の文化遺産」を構成する寺社について、それぞれの立場から分かりやすく解説していただきます。

第2回 金色堂覆堂

金色堂覆堂は「金色堂旧覆堂」あるいは「旧覆堂」と称される場合がほとんどですが、重要文化財としての指定名称は、実は「金色堂覆堂」となっています。

金色堂を風・雨・霜・雪の害から守るために「正応元年（1288）に鎌倉幕府によって建てられた」と中尊寺では伝えられています。しかし、建築史の専門家は、その構造様式から、室町時代中期の建立と考えています。10m四方のお堂で、高さは11.8mあります。

金色堂はそれ以前、これより簡単な施設で保護されてきたと推測されています。ちなみに、金色堂が何の保護設備もなしに、金色まばゆい姿を露出していたのは50年前後、またはそれより短かったと思われます。

覆堂は、現在「おおいどう」と読む場合が多いのですが、専門家の中には「さやどう」と振り仮名を振られる方もいます。古い記録には「鞘堂」と記されていることもあるからなのでしょう。「鞘」という字には「大事なものを保護するために、被せたり、覆ったりするもの」という意味があるのです。

金色堂の、昭和37年（1962）から43年（1968）まで行われた「昭和の大修理」以前は、この金色堂覆堂が、長年にわたり、金色堂を護り続けてきたのです。近代的な新覆堂が建設され、その使命を果たし終えた金色

堂覆堂は、金色堂の斜め後方に解体・移築され、別に保存されています。

『奥の細道』で平泉を訪れた松尾芭蕉をはじめとする文人墨客、さらには、明治天皇、伊達政宗といった歴史上の人物たちは、薄暗い、木造のこの覆堂の中に入り、金色堂を参拝したのでした。

中尊寺 北嶺 澄照



金色堂覆堂

平泉を掘る

今回は志羅山地区で新たに見つかった鎌倉時代の板碑についてご紹介します。場所は志羅山遺跡94次（広報2月号参照）の調査区北側です。

板碑は長さ62cm、幅32cmほどの大きさです。板碑の上の部分は欠損していました。

表面には梵字（キリーク）と「右志者が出離生死」「往生極楽平等利益也」「大才」「施主」「敬白」「元応三年四月三日」「辛酉」の文と年号が刻まれています。

銘文は、「輪廻の世界から離れ出る者のために」「極楽に往生できますように、功德が平等に行き渡りますように」という意味です。年号の元応三年は今から約700年前の1321年ですので、この板碑は鎌倉時代に建立した供養塔と考えられます。

板碑の周辺では、鎌倉時代の遺構・遺物が確認されています。12世紀以降の平泉を考える上で、この板碑の発見は貴重なものです。文化財センター 島原弘征

発掘最前線⑤7

— 志羅山地区に所在する板碑 —



板碑の表面に刻まれた梵字(キリーク)と文字

(阿弥陀如来)キリーク

右志者 大才 施主
元応三年四月三日
敬白 辛酉
往生極楽平等利益也

平泉町も加入しています 県地方税特別滞納整理機構

皆さんへの行政サービスを提供していくためにとっても大切な税金。しかしその滞納額は年々増加し続けています。このような状況を放置していると、きちんと納めている人と納めていない人との間に不公平感が生まれ、皆さんに平等なサービスを提供していくことが難しくなってしまう可能性があります。この状況を解決していくため「岩手県地方税特別滞納整理機構」が平成18年10月1日に設立されました。その概要について説明します。

この機構は、平成19年度からの三位一体の改革に伴う所得税（国税）から個人住民税（町県民税）へ3兆円規模の税源移譲が行われることに対応し、住民税などの地方税の徴収を確保するために設置され、平泉町も加入しました。

「県地方税特別滞納整理機構」ってどんな組織？

県と県内の32市町村が共同して滞納整理を行う組織です。市町村から併任発令を受けた県職員と派遣された市町村職員が徴収対策チームを結成し、市町村と共に滞納事務の処理を行います。

機構の仕事は？

市町村の催告に応じない滞納者や高額滞納者などについて、滞納処分を前提として各市町村から機構に事務が移管されます。

機構では移管された滞納者について、財産調査や搜索、差し

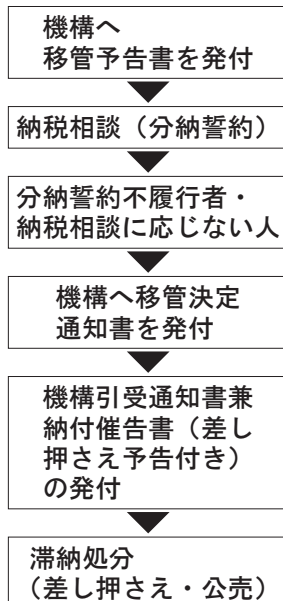
押さえ、公売などを行います。機構と市町村が共同で徴収を確保することで、収納率の向上を図ります。

期限内に納めましょう

町は、納税意志がないと判断される場合や、差し押さえが必要と判断される場合などは、機構に事務を移管して共同で滞納処分を進めることとなります。町税は、町の行政サービスを支える大切な財源です。納期限内に納税されるよう、あらためてお願いします。

◎問い合わせ先 税務課 ☎46 5563

滞納事務の処理手順



公用車(中型バス)を「せり売り」で公売します

売却物件…29人乗りマイクロバス1台
最低売り払い価格…170,000円（税別）
せり売りの日時…6月20日(水)10:30~
せり売りの場所…役場2階201会議室
売却物件の公開
6月4日(月)~15日(金)8:30~17:00
せり売りの参加資格
事前に参加申し込みが必要です。詳細は町ホームページをご覧ください。
問い合わせ先…総務企画課 ☎46-5578



公売される中型バス

男女共同参画推進委員会の委員を募集

町では、男女共同参画社会の推進に関し、さまざまな方の意見を広く反映させるため、委員として参加いただける方を募集します。
募集人数…おおむね4人
活動内容…委員会に出席し、男女共同参画社会づくりに関する事項について意見を述べていただきます。任期は2年です。
応募資格…町内に住所を有する満20歳以上の方。男女は問いません。
応募方法…総務企画課に備え付けの申し込み書で持参、郵送またはファクス（21日必着）で応募してください。（土日は除く）
応募期間…6月1日（金）~21日（木）

男女共同参画を進める団体に補助金を交付

町では、地域において自らが事業を企画、実施する町内の民間団体やグループなどが、男女共同参画社会の形成のための啓発活動などの事業を行う場合の経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する制度を設けています。平成19年度中に、男女共同参画社会の形成を目的に事業を企画、実施する予定で、交付を希望する団体やグループなどは、申請期間内に「男女共同参画推進活動事業費補助金交付申請書」により申請してください。
申請期間…6月1日（金）~7月13日（金）（土日は除く）
詳細についてはお問い合わせください。
問い合わせ先…総務企画課 ☎46-5578 FAX46-3080